

横浜市駐車場条例施行規則

制定 平成 4 年 3 月 31 日

改正 平成 6 年 3 月 31 日

改正 平成 7 年 6 月 30 日

改正 平成 8 年 5 月 2 日

改正 平成 11 年 4 月 30 日

改正 平成 19 年 11 月 30 日

改正 平成 28 年 3 月 31 日

改正 平成 28 年 12 月 22 日

改正 令和 3 年 9 月 30 日

改正 令和 8 年 3 月 31 日

改正 令和 8 年 8 月 25 日

(当初制定 昭和 39 年 4 月 4 日)

(改正 昭和 39 年 9 月 30 日)

(改正 昭和 48 年 12 月 25 日)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市駐車場条例（昭和 38 年 10 月横浜市条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設等の附置の特例に関する基準等)

第 2 条 条例第 10 条第 2 項に規定する規則で定める規模は、駐車台数 15 台とする。

2 条例第 10 条第 3 項に規定する規則で定める限度は、5 分の 1 とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

3 条例第 10 条第 8 項に規定する規則で定める期間は、同条第 4 項の規定の適用に係る同条第 7 項の承認を受けた日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間とする。

(駐車部分の規模の特例が適用される建築物)

第 3 条 条例第 11 条第 2 項に規定する市長が特に必要があると認める建築物は、次に掲げるものとする。ただし、増築又は用途変更に係る建築物で、当該増築又は用途変更の際現に同項に規定する規模の車いす使用者のための自動車の駐車の用に供する部分が設けられているものを除く。

(1) 博物館、美術館、病院、公会堂又は集会場の用途に供する部分を有する建築物で、当該用途に供する部分の床面積が 1,000 平方メートルを超えるもの

(2) 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、百貨店その他の店舗、飲食店、ホテル又は旅館の用途に供する部分を有する建築物で、条例第 4 条から第 6 条の 3 までの規定に基づき当該用途に供する部分のみに係る最小の規模の駐車施設等を設けるものとした場合の当該駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分（当該建築物について増築又は用途変更をする場合は、当該増築又は用途変更前の建築物に現に設けられている駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分を含むものとする。）の床面積が 500 平方メートルを超えるもの

(駐車施設等の出口及び入口)

第4条 駐車施設等（自動車の駐車の用に供する部分の面積が50平方メートル未満のものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の自動車用の出口及び入口は、当該駐車施設等に設置する車路が道路（建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項に規定する道路（同条第2項又は第4項の規定による道路を含む。）をいう。以下この条において同じ。）に接する部分のみに設けなければならない。

2 前項に規定する自動車用の出口及び入口は、次に掲げる道路に接する部分に設けてはならない。ただし、第1号の規定は、その敷地が横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）第47条第2項各号に規定する要件を満たす自動車車庫については、適用しない。

- (1) 幅員6メートル（自動車の駐車の用に供する部分の面積が 150平方メートル未満の駐車施設等については、4メートル）未満の道路
- (2) 縦断こう配が100分の12を超える道路
- (3) 道路（幅員が6メートル未満の道路を除く。）の交差点又は曲がり角（内角が 120度を超えるものを除く。）から5メートル以内の当該道路
- (4) 踏切から10メートル以内の当該道路
- (5) 乗合自動車の停留所から10メートル以内の当該道路
- (6) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地の出入口から10メートル以内の当該道路

3 前2項の規定は、市長が自動車の通行上支障がないと認めて特に承認した駐車施設等については、適用しない。

(車路の幅員の基準)

第5条 駐車施設等に設置する車路の幅員は、自動車の駐車の用に供する部分の面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、建築物の増築若しくは用途変更の場合又は柱若しくは発券機等を設置することにより同表に掲げる幅員の車路が設けられない場合において、待機スペースを設けること等により、安全かつ円滑に走行できると認められるときは、この限りでない。

自動車の駐車の用に供する部分の面積	車 路 の 幅 員	
	相互通行の場合	一方通行の場合
50平方メートル以上 150平方メートル未満	4.5メートル以上	2.5メートル以上
150平方メートル以上 500平方メートル未満	5.0メートル以上	3.0メートル以上
500平方メートル以上	5.5メートル以上	3.5メートル以上

2 前項の規定にかかわらず、専ら特定自動二輪車が走行する車路の幅員は、特定自動二輪車の駐車の用に供する部分の面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、建築物の増築若しくは用途変更の場合又は柱若しくは発券機等を設置することにより同表に掲げる幅員の車路が設けられない場合において、待機スペースを設けること等により、安全かつ円滑に走行できると認められるときは、この限りでない。

特定自動二輪車の駐車 の用に供する部分の面積	車 路 の 幅 員	
	相互通行の場合	一方通行の場合
10平方メートル以上 100平方メートル未満	3.0メートル以上	2.25メートル以上
100平方メートル以上	3.5メートル以上	

(届出)

第6条 条例第7条の規定による届出は、駐車施設等を設けようとする建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出するときまでに、次に掲げる事項を記載した届出書に建築物の付近見取図その他市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

- (1) 当該届出をする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 建築物の位置、用途及び延べ面積
- (3) 駐車施設等の位置、駐車台数及び形態
- (4) その他市長が必要と認める事項

(承認申請等)

第7条 条例第10条第7項の規定による承認の申請は、前条の規定による届出の前に、次の各号に掲げる承認の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書に建築物及び駐車施設等の付近見取図その他市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

- (1) 条例第10条第1項から第3項まで又は第6項の規定による承認 次に掲げる事項
 - ア 当該承認を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - イ 建築物の位置、用途及び延べ面積
 - ウ 駐車施設等の位置、管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、駐車台数並びに形態
 - エ その他市長が必要と認める事項
 - (2) 条例第10条第4項の規定による承認 次に掲げる事項
 - ア 前号ア、イ及びエに掲げる事項
 - イ 駐車施設等の利用状況
 - ウ 控除する駐車台数
 - (3) 条例第10条第5項の規定による承認 次に掲げる事項
 - ア 第1号ア及びエに掲げる事項
 - イ 新築する建築物の位置、敷地面積、用途及び延べ面積
 - ウ 控除する駐車台数
 - エ 除却する建築物の位置、敷地面積、用途及び延べ面積
 - オ 条例第10条第4項の規定により控除された駐車台数
- 2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認し、又は承認しないことに決定したときは、その旨を書面により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、条例又はこの規則の規定による市長の承認等を得るための申請は、

前条の規定による届出の前に又は届出と同時に、次に掲げる事項を記載した申請書に建築物の付近見取図その他市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

- (1) 当該承認等を得ようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 第1項第1号イ及びエに掲げる事項
- (3) 駐車施設等の駐車台数及び形態
- (4) 承認等を得ようとする事項及び理由

4 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認等をし、又は承認等をしないことに決定したときは、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

（措置命令書）

第8条 条例第13条に規定する命令は、措置命令書（別記様式）を交付することにより行うものとする。

（身分証明書）

第9条 条例第14条第2項に規定する証票は、横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年3月横浜市規則第26号）別記様式によるものとする。

（委任）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、道路・交通政策局長が定める。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

横浜市 指令第 号
年 月 日

措 置 命 令 書

住所
氏名 様
〔 法人の場合は、名 〕
〔 称・代表者の氏名 〕

横浜市長 

横浜市駐車場条例第 条の規定に違反していますので、同条例第13条の規定により次の措置をとることを命じます。

- 1 措置すべき内容
- 2 措置をとることを命ずる理由
- 3 駐車施設等又は駐車施設等を設けるべき建築物若しくは敷地の所在地
- 4 建築物の用途及び規模

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。